

●香川県告示第376号

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第15条の2第1項の規定により、昭和49年農林省告示第887号（保護水面の区域及びその管理者を定める件）の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 保護水面の区域 次に掲げる基点1、点ア、点イ、点ウ及び<u>基点2</u>を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面</p> <p>基点1 香川県坂出市王越町乃生字大越3978番に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点2 香川県坂出市王越町乃生字大越4040番<u>1</u>に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点3 香川県坂出市王越町乃生字飛地1779番29地先に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>点ア 基点1から<u>真方位</u>0度440メートルの点</p> <p>点イ 基点3から<u>真方位</u>2度50分365メートルの点</p> <p>点ウ 基点3から<u>真方位</u>84度30分110メートルの点</p> <p>2 略</p>	<p>1 保護水面の区域 次に掲げる基点1、点ア、点イ、点ウ、<u>基点2</u>を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面</p> <p>基点1 香川県坂出市王越町乃生字大越3982番地地先に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点2 香川県坂出市王越町乃生字大越4041番地地先に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点3 香川県坂出市王越町乃生字飛地1779番地に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>点ア 基点1から0度440メートルの点</p> <p>点イ 基点3から2度50分365メートルの点</p> <p>点ウ 基点3から84度30分110メートルの点</p> <p>2 略</p>